

地域再生分科会委員名簿(案)

No. 1

【分科会委員】

1号委員

中川 大(なかがわ だい)	京都大学大学院工学研究科 教授	
大庭 哲治(おおば てつはる)	京都大学大学院 助教	

2号委員

長柄 光信(ながら みつのぶ)	木津川市観光協会副会長	
中岡 武司(なかおか たけし)	木津川市民生児童委員協議会会長	
大西 清(おおにし きよし)	木津川市老人クラブ連絡協議会副会長	

3号委員

国

阪部 光雄(さかべ みつお)	国土交通省近畿運輸局京都運輸支局首席運輸企画専門官	
羽田 祐治(はだ ゆうじ)	国土交通省近畿運輸局京都運輸支局首席運輸企画専門官	

木津川市

	観光担当課	
	文化財担当課	

4号委員

松中 亮治(まつなか りょうじ)	京都大学大学院工学研究科 准教授	
------------------	------------------	--

【事務局】

大西 茂(おおにし しげる)	木津川市市長公室企画課長
坂元 秀樹(さかもと ひでき)	木津川市市長公室企画課長補佐兼企画政策係長
西村 和将(にしむら かずまさ)	木津川市市長公室企画課企画政策係主任

## 地域再生分科会設置規程

平成20年7月28日制定

### (設置)

第1条 木津川市地域公共交通総合連携協議会規約第8条の規定により、地域再生分科会(以下「分科会」という。)を設置する。

### (事務)

第2条 分科会は、会長の指示を受け、木津川市地域公共交通総合連携協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に調査又は検討を行う。

2 持続可能な地域再生の取り組みに必要な事項を協議する。

### (組織)

第3条 分科会の委員は、木津川市地域公共交通総合協議会第5条に規定する委員から充てるものとする。

- (1)学識経験者
- (2)市民代表
- (3)近畿運輸局京都運輸支局
- (4)木津川市
- (5)その他座長が必要と認めた者

### (運営)

第4条 分科会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、学識経験者の中から選任する。
- 3 座長は、分科会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、委員の中から座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 分科会は原則として公開する。

### (会議)

第5条 分科会の会議は、座長が必要に応じて招集し、議長となる。

- 2 必要と認めるときは、当該分科会の委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(報告)

第6条 座長は、分科会の協議経過及び結果について、協議会の会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年7月28日から施行する。